10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

反社会的勢力の定義と表明の範囲：広く書くほど効く、わけではない

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月26日

一　この条項は何をしているのか

1　定義が、条項の届く先を決める

別稿（反社条項の構造）で、反社条項が表明・禁止行為・無催告解除・損害賠償の4つでできていることを見ました。この記事は、その1つ目の中身を扱います。

誰を排除するのかを決めているのは、条項の冒頭に置かれた定義です。**定義から外れた相手には、解除条項も損害賠償条項も届きません。**

条例は、この定義を法令の側でも用意しています。東京都の条例は、暴力団関係者を「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」と定め（注1）、事業者に対して次の努力義務を課しています。

> 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。（注2）

確認の対象は、契約の相手方だけではありません。代理や媒介をする者、その他の関係者まで含まれています。

2　広く書けば効く、わけではない

定義を広げるほど排除できる範囲は広がりますが、同じだけ、相手方が確約できない範囲も広がります。確約できないことを確約させた条項は、違反が常態になって動かなくなります。

定義には、限界があります。定義付けをいくら精緻に定めたとしても、暴力団等は組織の名称や実態を糊塗、隠蔽するなどして不透明化を進展させているという事実があるからです（注3）。

この記事は、定義を噛み合わせる方向で見ます。

二　よくある条項例

1　定義の3つの層

条項例に並ぶ定義は、大きく3つの層でできています。

層	何を書くか	出どころ
属性の列挙	暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等	警察庁の組織犯罪対策要綱（注4）
元構成員	暴力団員でなくなった時から一定期間を経過しない者	これを加える条項例もある（注4）
関係者	反社会的勢力と密接な関係を有する者	条例の「暴力団関係者」（注1）

1つ目の層については、警察庁刑事局長らが2024年3月25日に発出した組織犯罪対策要綱が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を対策の対象としており、これを踏まえたより広い定義付けをしている条項例も多くみられます（注4）。2つ目の層については、暴力団員でなくなった時から一定期間を経過していない者を加える条項例や、過去に刑事手続において有罪判決を受けた者を加える条項例もあります（注4）。

2　3つ目の層が、いちばん重い

「密接な関係を有する者」が何を指すかは、警視庁が具体例を示しています。東京都の条例と警視庁の説明を整理すると、次のとおりです（注5）。密接な関係を有する者とは、たとえば、暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者、暴力団員を雇用している者、暴力団または暴力団員を不当に利用していると認められる者、暴力団の維持・運営に協力しまたは関与していると認められる者、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者をいいます（注5）。

最後の類型が、いちばん外縁がはっきりしません。警視庁の説明として、次の例が挙げられています。相手方が暴力団員であることを分かっていながらその主催するゴルフ・コンペに参加している場合、分かっていながら頻繁に飲食を共にしている場合、誕生会・結婚式・還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合、暴力団員が関与する賭博等に参加している場合です（注5）。

行為で線を引いているのが分かります。四で戻ります。

3　誰について表明させるか

表明の対象を役員まで広げるのが通例です（注6）。会社法上の取締役や委員会設置会社の執行役は会社から委任されて会社の業務執行を担う者であり、監査役は取締役の職務執行を監査する立場にあるからです（注6）。

執行役員・相談役・顧問を対象とするかは問題になりますが、これらの者と会社との間の委任契約等で反社会的勢力で

ないことの誓約を求めることを前提に、対象として列挙することが政府方針の趣旨に沿うといえます（注6）。

4　名義貸しでないことの表明

条項例には、名義貸しでないことの確約が入ります。これは条例が禁じている行為に対応しています。

> 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。
> 2　何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させてはならない。（注7）

反社会的勢力に名義を貸して契約をすることも、政府方針等の趣旨に反します。条例でも暴力団員等に自己の名義を利用させないことが明記されている例があることから、名義貸しでないことの表明も求めます（注8）。

属性の列挙では捕まえられない相手を、ここで捕まえます。名義を貸した者自身は反社会的勢力ではないからです。

三　問題点

1　確約できない範囲まで広げている

表明の対象を従業員や株主にまで広げた条項に出会います。

これには、無理があります。きわめて多くの従業員を雇用している企業において、すべての従業員が反社会的勢力に該当しないことを確約することは実際には困難であり、反社会的勢力の排除が社会的に求められるものであるとしても、企業に対してそこまでの確約等を求めるのは酷です（注9）。株式の譲渡が制限されている小規模な閉鎖会社である場合は格別、公開会社においては株式が自由に譲渡されることが想定されていることからも、全株主について確約することが困難な場合も多いところです（注9）。

同じ線で、従業員については、総数が少なく全員から誓約書を取れるような場合を除き、要職に就いている者に限るなど遵守可能な範囲に限定することが望ましく、株主についても、譲渡制限会社でかつ株主数が少数であるなど限定的な場合に限るべきです（注10）。

2冊が同じ線を引いています。代表者・役員・実質的に経営を支配する者までが、確約できる範囲です。

2 「実質的に経営を支配する者」を、どうやって調べるか

定義に入れるのは容易ですが、確かめる手立てが問題になります。

調査にも限界があります。取引を行おうとする相手方が反社会的勢力に該当するか否かについて確たる判断を行うことは容易でなく、自らが暴力団等またはその関係企業に該当することを自ら公表したり認めたりしている企業等は、ほとんどありません（注11）。インターネット等の公開情報や調査会社の調査レポートによっても常に明らかにできるわけではなく、警察署や暴力追放運動推進センターに相談して情報を取得したとしても、相手方が絶対に該当しないと常に判断できるものではありません（注11）。

調べ切れないことを前提に、条項を組みます。取引を開始する時点でリスクを完全に払拭することはできない以上、契約書に条項を設けて、取引開始後も適切に対応できるようにしておく必要があります（注11）。

3　定義を精緻にしても、隠されれば届かない

一の2で見たとおりです。対応の方向は2つあります。「暴力団、……特殊知能暴力集団」に該当しない新たな形態の組織等が出現した場合に「……等」の中に含まれるものとして条項を適用するか、または条項の定め方として属性のみに着目するのではなく行動そのものに着目した定め方を行うことで対応するのが、一般的な考え方でしょう（注3）。

後者が四です。

四　改善例：属性から行為へ

政府指針の解説が、属性要件と行為要件の双方を組み合わせることが適切だとしていることは別稿（反社条項の構造）で見ました。その行為要件を、定義の側からも書けます。

行為の形で定めた条項例は、次のとおりです。

> 第〇条（反社会的勢力の排除）
> 1　（略）
> 2　甲および乙は、相手方に対して、互いに、自らまたはその役員等が、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
> ア　不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を構築・維持する行為
> イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど社会的非難を受ける関係を持つ行為
> ウ　自らまたは第三者を利用して、暴力、威力、脅迫または詐術的言辞を用いる等の行為
> エ　自らまたは第三者を利用して、名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為
> オ　その他、前各号に準じる行為（注12）

この条項例のアとイは、反社会的勢力との「関係」の代わりに「行為」の形式で定めているものと考えられます（注12）。**二の2の「密接な関係」を、行為に置き換えたものです。**

もう一つ、金融の実務で使われている形もあります。

> 1.　暴力的な要求行為
> 2.　法的な責任を超えた不当な要求行為
> 3.　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
> 4.　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
> 5.　その他前各号に準ずる行為（注13）

「関係」で書くと相手方は確約しにくく、「行為」で書くと確約できます。自分が何をしないかは、自分で決められるからです。三の1の裏返しになっています。

五　書き分けの分岐：どの条例を見るか

条例は都道府県ごとに、さらに市町村ごとに定められています。条例によって内容が異なることから、自社および相手方の本店所在地の条例を確認したうえで定義を定めることが望ましいところです（注14）。

相手方の側の条例も見る、という点が実務的です。

もう一つ、東京都の条例は特約の中身まで書いています。

> 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。
> 一　当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること。
> 二　工事における事業に係る契約の相手方と下請負人との契約等当該事業に係る契約に関連する契約（以下この条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。
> 三　前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約を解除することができること。（注15）

2号と3号が、条項例では手薄になりがちです。下請や再委託の先に反社会的勢力がいた場合に、直接の相手方へ措置を求め、応じなければ解除できる、という2段構えです。

六　まとめ

定義の層	相手方は確約できるか	書き方
自らが属性に該当しないこと	できる	属性の列挙
役員・実質的支配者が該当しないこと	できる	属性の列挙
全従業員・全株主が該当しないこと	**できない**	求めない
反社会的勢力と密接な関係がないこと	判断が割れる	行為に置き換える
名義貸しでないこと	できる	そのまま書く

確約できる形に直すことが、条項を動かすことにつながります。

部品の全体像は別稿（反社条項の構造）が、解除の一般論は別稿（催告解除と無催告解除）が扱います。下請・再委託の管理そのものは別稿（再委託の可否と承諾の要否、再委託先の行為に対する責任）が扱います。

参考文献等

（注1）東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）2条4号
（注2）同18条1項
（注3）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）131頁
（注4）前掲注3・131頁
（注5）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）604頁
（注6）前掲注5・604～605頁
（注7）前掲注1・25条1項・2項
（注8）前掲注5・605頁
（注9）前掲注3・133頁
（注10）前掲注5・605頁
（注11）前掲注3・139～140頁のコラム「反社会的勢力に該当していないことの判断」
（注12）前掲注3・135頁の記載例⑤および同頁
（注13）前掲注3・136頁の記載例（全国銀行協会「銀行取引約定書に盛り込む暴力団排除条項参考例」）
（注14）前掲注5・604頁
（注15）前掲注1・18条2項

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/hansha-teigi-to-hyomei-no-hani/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「反社会的勢力の定義と表明の範囲：広く書くほど効く、わけではない」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月26日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。